

河原町地区交通バリアフリー 移動円滑化基本構想に基づく

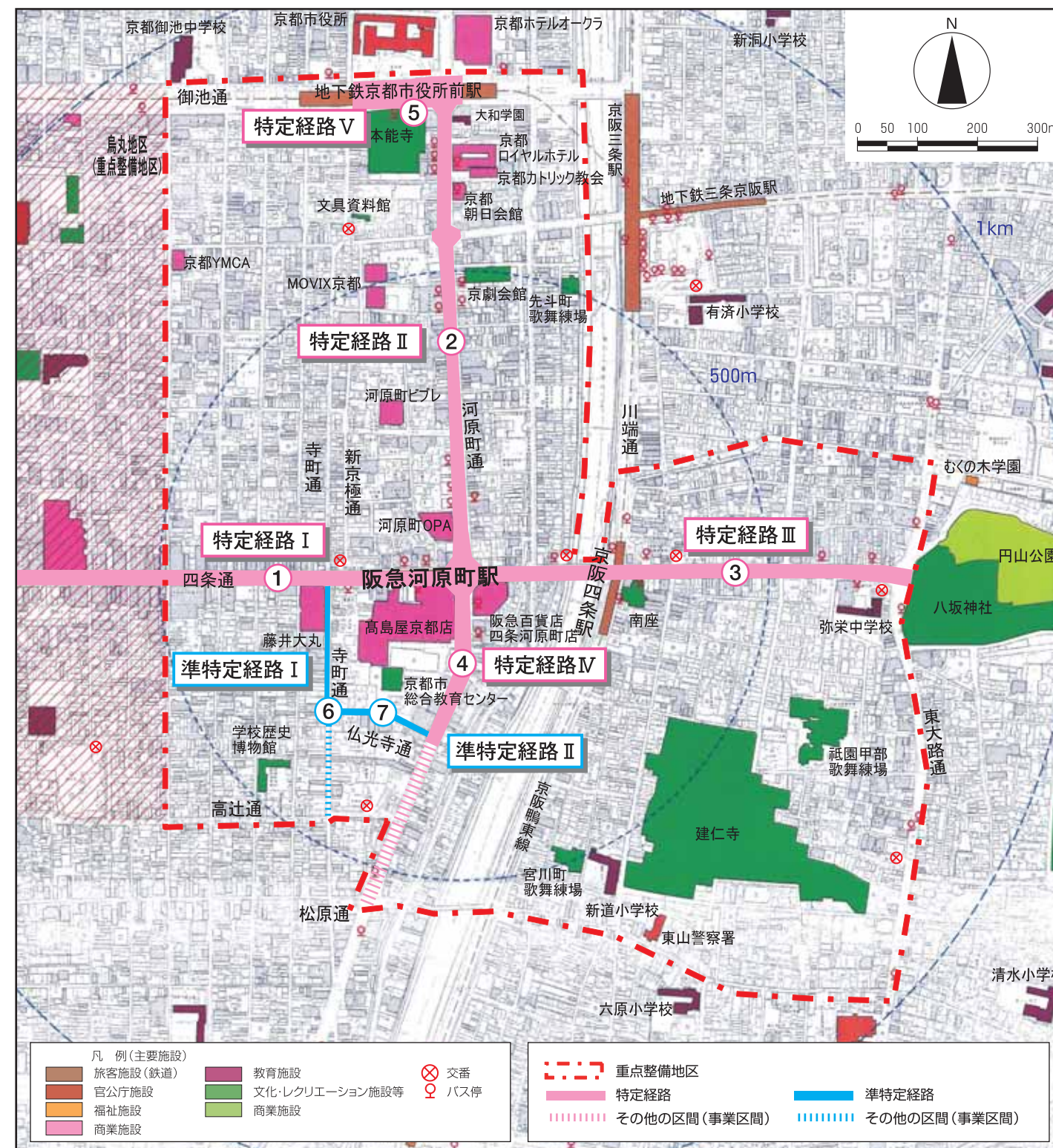
道路特定事業計画 交通安全特定事業計画



にぎわいと歴史あふれ、
歩いて楽しいおもてなしのまち

京都市建設局道路部道路維持課
京都府警察本部交通部交通規制課

交通バリアフリー特定経路・準特定経路



◆特定経路・準特定経路とは

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することと規定しています。また、特定経路を補完する経路として「準特定経路」を位置付け、特定経路の整備にあわせてできる限り歩行空間の確保を図っていくこととしています。

◆特定経路・準特定経路の設定

河原町地区においては、阪急河原町駅と重要な施設とを結ぶ重要な経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくこととし、「特定経路」を位置付けました。さらに、京都市総合教育センターへの経路である仏光寺通及び多くの人が集まる寺町通の特定経路を結ぶ区間について移動円滑化基準を満たすことが困難ではあるものの、他の特定経路の整備にあわせてできる限り歩行空間の確保を図っていく経路として「準特定経路」と位置付けました。

●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画を策定しました

京都市では、高齢者や身体に障害のある方などが、安全で快適に安心して移動できる交通環境を整える様々な施策に取り組んでおり、その一環として、阪急河原町駅を中心とした河原町地区を対象に「河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想」を平成18年10月に策定いたしました。

これを受け、基本構想に定められた重点整備地区内の特定経路等について、「道路特定事業計画」及び「交通安全特定事業計画」を、学識経験者、高齢者や身体に障害がある方等の団体の代表者、地域の代表者、行政関係者等の意見を踏まえながら策定致しました。

また、これらの特定事業の他に、公共交通事業者が「公共交通特定事業計画」を策定して、阪急河原町駅・京阪四条駅のバリアフリー化やバス車両等のバリアフリー化を進めており、道路管理者・京都府公安委員会・公共交通事業者が一体となって河原町地区のバリアフリー化を進めていきます。

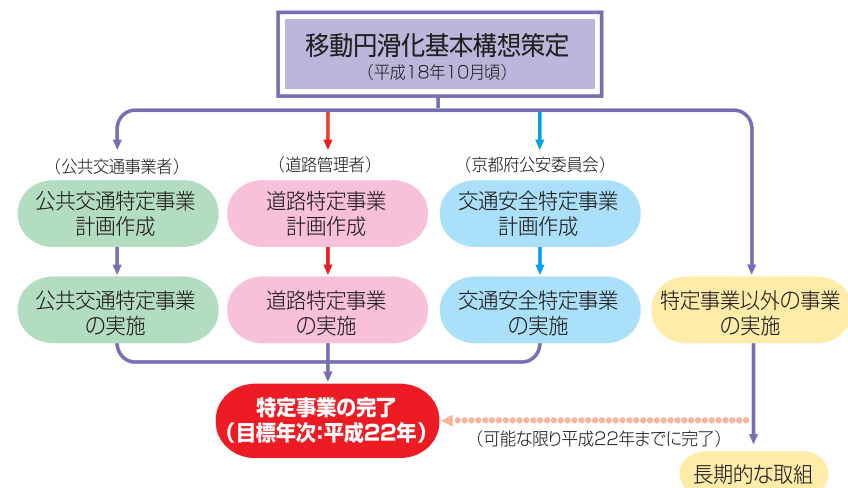
平成19年3月



平成17年11月に市民の皆様や当事者の方々と現地踏査を実施して意見交換しました。

●重点整備地区におけるバリアフリー化推進の流れ

平成22年(2010年)を基本として、バリアフリー化事業を実施していきます。特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくこととします。



●特定事業計画に基づくバリアフリー化

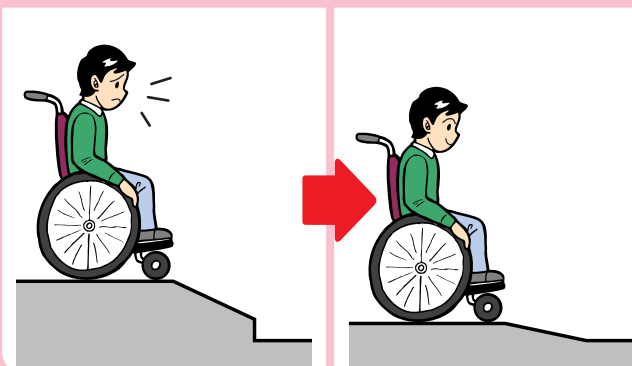
「道路特定事業」とは、京都市が道路管理者として実施する、特定旅客施設周辺の道路における段差や勾配の改善などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

「交通安全特定事業」とは、京都府公安委員会が実施する、特定旅客施設周辺の道路における信号機への視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置などの事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業です。

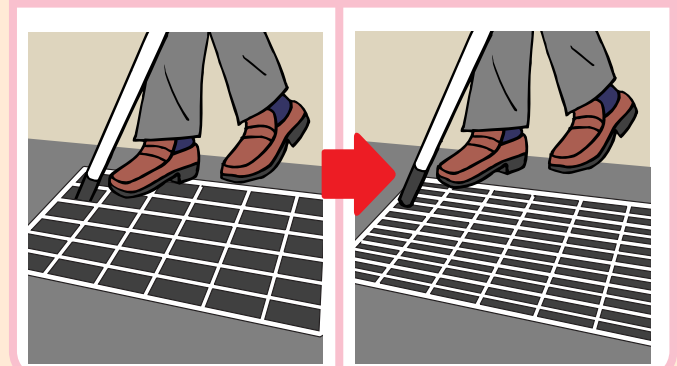
●道路特定事業計画・交通安全特定事業計画



対策A 歩道の段差・勾配の改良



対策B グレーチングの改良



●道路特定事業以外のバリアフリー化対策

バリアフリー経路に位置付けられていない道路の整備について

バリアフリー経路に位置付けられていない道路についても、重点整備地区内外を問わず、道路の新設及び改良を行う際は、関係者との協力のもとに、可能な限りバリアフリー化を図り、誰もが安心して移動できる道路交通環境の整備を進めます。

また、バリアフリー経路で計画していく他の事業とも調整して整備していきます。

ハードと一体となったソフト的対策について

河原町地区において既存の歩道の改良や歩道のない道路の整備によるバリアフリー化を図りますが、あわせて、ソフト的対策も進めていき、「にぎわいと歴史あふれ、歩いて楽しいおもてなしのまち」の実現に向けて取り組んでいきます。

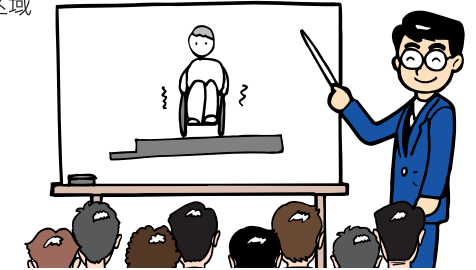
- ◆違法駐車・放置自転車等の防止
- ◆市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供
- ◆学校教育における福祉教育の充実



自転車撤去強化区域



道路利用啓発チラシ



学習機会の提供

案内情報の充実について

河原町地区は、観光客等の来訪者も多いことから、分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実に取り組んでいきます。

- ◆バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供
- ◆駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実



新聞による情報提供

総合的な取組みについて

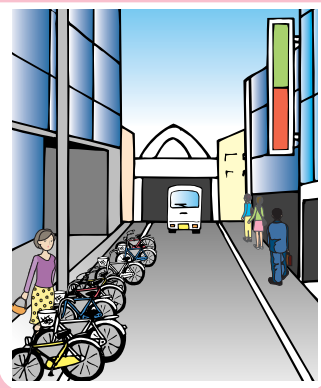
路上駐車や放置自転車等の防止を図るために、それらを利用する人々へ理解と協力を求めるための広報・啓発活動を行うと同時に、「京都市自転車総合計画(平成12年3月)」に基づいて各種団体等と協力、連携を図り、放置自転車等の対策を検討します。

同時に検討されている交通環境改善の取組である「歩いて楽しいまちなか戦略」と連携するとともに、その一環として策定した「都心部放置自転車等対策アクションプログラム(平成18年10月)」に基づいて「駐輪スペースの確保」と「駐輪マナーの向上」を推進していきます。

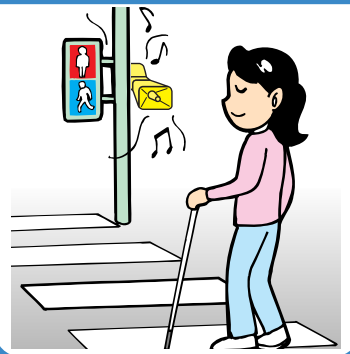


歩いて楽しいまちなか戦略イメージ

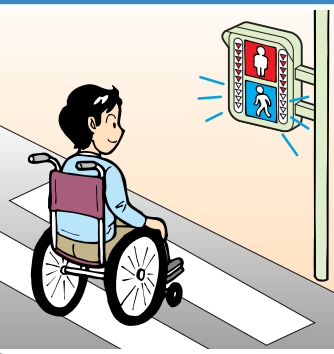
対策E 歩行者優先策の検討



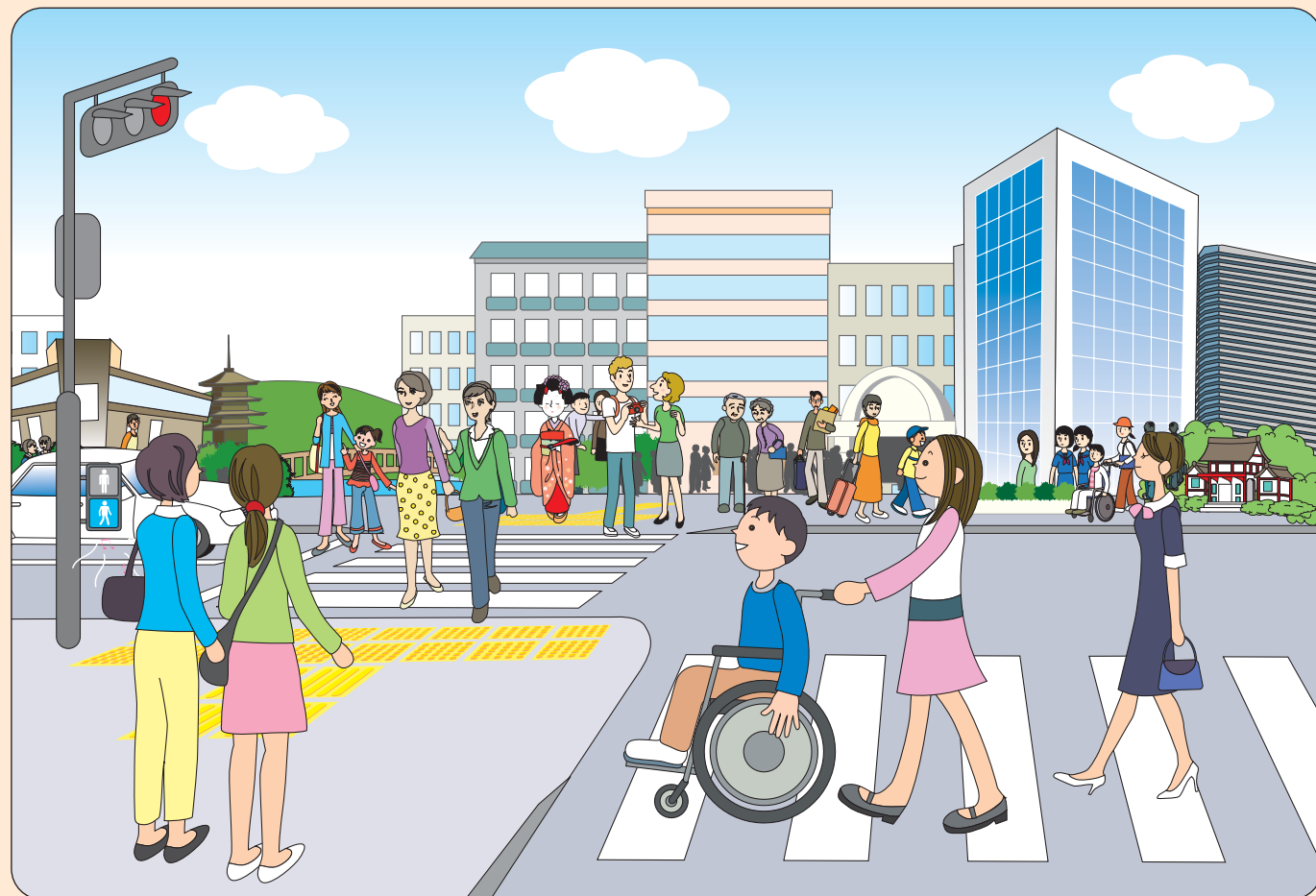
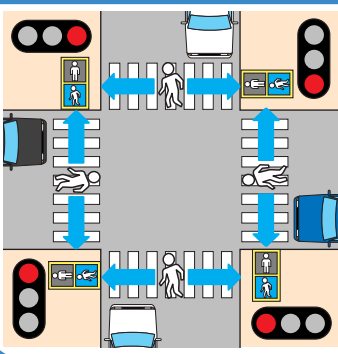
対策F 視覚障害者用付加設置(音響装置)の設置



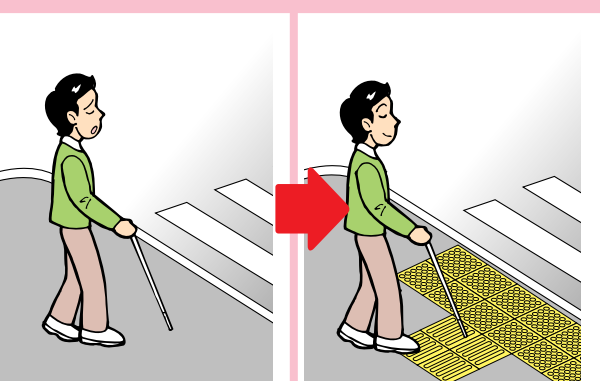
対策G 横断歩道時間表示装置の設置



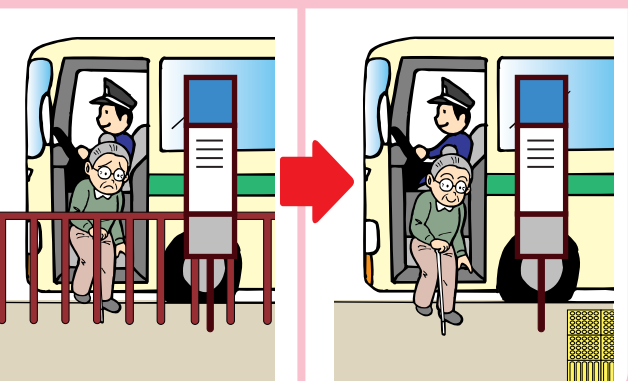
対策H 歩車分離式信号機の設置



対策C 視覚障害者誘導用ブロックの改良



対策D バス停留所の改良

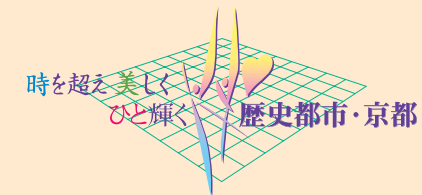


●整備内容と整備目標年次

施設名	路線等	区間	事業内容	目標年次								
				H18	19	20	21	22	23	～		
特定経路Ⅰ	主要市道 嵐山祇園線 (通称:四条通) 四条河原町交差点	① 区間1	歩道の段差・勾配の改良 グレーチングの改良 視覚障害者誘導用 ブロックの改良 歩行車用信号灯器時間 表示装置の設置									
特定経路Ⅱ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称:河原町通) 河原町三条交差点	② 区間2	歩道の段差・勾配の改良 グレーチングの改良 視覚障害者誘導用 ブロックの改良 歩車分離式信号機の設置									注)
特定経路Ⅲ	主要市道 嵐山祇園線 (通称:四条通) 木屋町四条交差点, 四条大和大路交差点, 四条花見小路交差点	③ 区間3	歩道の段差・勾配の改良 グレーチングの改良 視覚障害者誘導用 ブロックの改良 視覚障害者用付加装置の 整備									
特定経路Ⅳ	主要府道 下鴨京都停車場線 (通称:河原町通) 河原町綾小路交差点	④ 区間4	歩道の段差・勾配の改良 グレーチングの改良 視覚障害者誘導用 ブロックの改良 視覚障害者用付加装置の 整備									
特定経路Ⅴ	主要府道 二条停車場東山三条線 (通称:御池通)	⑤ 区間5	改良済み									
準特定経路Ⅰ	市道 寺町通	⑥ 区間6	歩行者優先策の検討									
準特定経路Ⅱ	市道 永松緯6号線・市道 開智緯1号線 (通称:仏光寺通)	⑦ 区間7	歩行者優先策の検討									

注) 交差点改良等の道路整備に合わせて設置予定。
ただし、整備目標年次は現時点での目標を示したものであり、今後の財政状況や事業の進捗状況により変更することがあります。
赤字=道路特定事業計画 青字=交通安全特定事業計画

同じです あなたとわたしの 大切さ



●道路特定事業と交通安全特定事業との連携について

道路特定事業の実施は、交通安全特定事業の実施と密接に関連することから、連携を十分に図りながらバリアフリー化推進に取り組んでいきます。

河原町地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想に基づく 道路特定事業計画・交通安全特定事業計画

京都市建設局道路部道路維持課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL (075) 222-3568 FAX (075) 213-0193
京都府警察本部交通部交通規制課都市交通対策係
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85-3
TEL (075) 451-9111

2007年(平成19年)3月発行 京都市印刷物 第 号